

# 福岡県公報

平成十八年十二月十三日  
第二千六百十九号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第二千四百七十八号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定の一部改正

(公園街路課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第二千四百七十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定(平成十四年七月福岡県告示第二千二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年七月福岡県告示第千三百十六号は、取り消す。

平成十八年十二月十三日

福岡県知事 麻生 渡

表国道の部十号の項中「吉富町及び」を削り、同部二百一号の項及び二百二号バイパス(二丈浜玉道路を含む。)の項を削り、同部四百九十五号の項中「芦屋町」を「遠賀町」に改め、同表主要地方道の部福岡直方線の項及び福岡東環状線の項を削り、同部直方芦屋線の項の次に次のように加える。

門司行橋線	荏田町の区間	同右
北九州芦屋線	遠賀町の区間	同右

表主要地方道の部直方芦屋線の項中「芦屋町及び」を削り、同部筑紫野古賀線の項中「久山町、粕屋町、須恵町及び宇美町」を「須恵町」に改め、同部八女香春線の項の次に次のように加える。

宮田遠賀線

遠賀町の区間

同右

表主要地方道の部飯塚大野城線の項中「及び宇美町」を削り、同部福岡太宰府線の項を削り、同部志免須恵線の項中「粕屋町、志免町及び」を削り、同表一般県道の部中間水巻線の項の次に次のように加える。

新北九州空港線	荏田町の区間	同右
須磨園南原曾根線	荏田町の区間	同右
浜口遠賀線	遠賀町の区間	同右
黒山広渡線	遠賀町の区間	同右

表一般県道の部原海老津線の項の次に次のように加える。

岡垣遠賀線	遠賀町の区間	同右
山田中原福岡線	那珂川町の区間	同右
那珂川大野城線	那珂川町の区間	同右
後野福岡線	那珂川町の区間	同右

表一般県道の部福岡篠栗線の項を削る。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)